

吉野山村における育林生産の諸類型 とその変容系列

松尾容孝

- I はしがき
- II 近世先進地における育林用益
 - (1) 売買契約下での育林生産
 - (2) 用益権形態の諸類型
 - (3) 持分形成と惣山
- III 近代における育林生産の展開と拡大
 - (1) 先進地での展開
 - (2) 新たな育林地帯の拡大
 - (3) 両地帯の育林諸類型
- IV 育林類型の変容系列
 - (1) 農民的育林利用から育林業への変容系列
 - (2) 林野の用益と所有の原理——むすびにかえて

I はしがき

林野の利用や林産物の生産・採取は地理学をはじめ農林業経済学、社会経済史学、民俗学など多くの学問分野の研究対象となってきた。林野の利用のなかで育林生産とは、苗木の植栽・保育・伐採を行う長期的な農業生産を意味し、採取的性格と生産の性格に大別すれば、後者の典型といえる。また、育林生産は現在、一般に資本主義的林業経営として展開し、過去にも、領主経営や商人経営が存在したなど、他の林野利用と異質な形態がめだつ。このような特質のために、育林生産の研究が、地理学においては、経済地理学からの若干の成果を除いて、あまり多くなかったのである。

しかし、育林生産をこのように狭く理解することは適切でない。広範な焼畑や草地の跡地育林生産は農民的林野利用としての端的な例である。また1950年代まで農家育林生産の占める比重は大きかった。とりわけ、林野が村の物的基盤として重要な段階では、育林生産はまず、農

民的林野利用として扱われねばならない。

育林生産は、主に林業経済学において研究されてきた。林業経済学では、育林生産から用材流通までの全過程を一体の林業構造として捉え、育林生産を用材林業の一部門として扱う。具体的には、経済の規模に規定された今日の林業構造からかつての育林生産を類推ないし発生論的に考察し、入会林野の分解による林野所有の程度を指標として育林生産を類型化した¹⁾。本稿で対象とする奈良県吉野地方の育林生産に対しても、資本家経営の動向を分析することに専ら関心が注がれてきた²⁾。それゆえ農民的林野利用としての育林生産の特質は軽視される傾向があった。

これに対し、地理学の分野において、藤田佳久が与件として扱われてきた農民層の動向を分析軸に据えて近世以後の吉野の育林生産を考察したのは、農民的林野利用としての特質に注目したものといえる³⁾。藤田はこの分析において、農民層が山守（現地の林野管理者）を志向して、村惣山→持分林野→私有林野への変容を積極的に推進したと主張した。

林業経済学を主とする以上の研究に対し、社会経済史学においては、村落研究の一環として育林生産が研究されている⁴⁾。林野所有の形成、村有林野の分割利用、山年負負担、林野収入の分配など数々の知見が得られたが、類型化や一般化には至っていない。

このような研究成果を踏まえて、本稿は伝統的な用益権形態とりわけ売買契約を伴わない形態に注目して、近世から近代の吉野山村地域における育林生産を類型化するとともに、その変容系列に関して考察することを目的とする。

第1表 近世川上村の

事 番	例 号	林野の状態	林野の所 在 地	売主の権 利 根 拠	売 買 額	契約内容 購入目的	山御年貢	山 年 貢 取 得 者
1		杉 檜 山	高 原 村 字 は さ ま	持分	800匁	立木取得	売代金の2%	村
2		杉 檜 山	東 川 村 字 川 猿 谷	持分	8 貫600匁	立木取得	年3匁宛	村
3		杉 檜 山	東 川 村 字 から ず 白 山 脇	所有 (高請地)	510匁	立木取得	年6分宛	村
4		杉 檜 山	東 川 村 字 明 消	村惣持山	400匁	立木取得	年1匁5分宛	村
5		杉 植 地 (伐採跡地)	東 川 村 字 入 谷 大 タ	村惣持山	200匁	育林生産	200匁に含まれるか?	売主
6		伐採跡地	東 川 村 字 粟 迫	持分 (所有?)	105匁	育林生産	先証文通	先証文通
7		杉山後地	武 木 村 字 お う じ あ 他	所有	227匁5分	育林生産	売代金の 2.5%	売主
8		杉 檜 植 地	東 川 村 字 塩 谷	所有	120匁	育林生産 (立木取得)	年1匁宛	売主
9		山 地	東 川 村 字 平 戸 尾	所有 (持分?)	350匁	育林生産	記載なし	記載なし
10		杉 檜 植 地	東 川 村 字 清 水 抜 谷	村惣持山	1 貫100匁	育林生産	売代金の3%	村
11		杉 山	東 川 村 字 高 坐 岩	持分	570匁	立木取得と 育林生産	年1匁3分宛	記載なし
12		杉 檜 山	東 川 村 字 高 津 下	買得	1 貫500匁	立木取得と 育林生産	年1匁宛	村
13		雑 木 林	高 原 村 字 い や 谷	村惣持山	973匁 (落札)	檜、あすか ひ、とが、 もみの伐採	不要	—
14		諸 木 山	高 原 村 字 せん だ の き	持分	80匁	持分の解消	不要	—

注1) 事例8.10では立木年季売買契約状態にある林野の伐採跡地の用益権売買を予め契約している。

注2) 事例1~14は笠井(1962)の17~22頁を用いた。番号は掲載順。ただし、狭戸村(現東吉野村狭戸)の

成熟度も低かったことが山役銀徴収の額や単位から窺える⁷⁾。

吉野地方において、以上のような発展の地域差があった⁸⁾。本章では、先進地における近世期の育林生産について検討する。

(1) 売買契約下での育林生産

本節では、近世後期川上村における売買契約による育林生産の運営方法を分析する。用いる史料は笠井〔注2) 17~22頁〕所収の林野売買証文である。売買の主体や用益内容など売買関

連事項に関してはかなり明らかになっているが、売買を支える林野基盤の存在形態、諸用益権の成立根拠や、相互関係に関しては考察が不十分であった。これらの考察に上述史料が有効である。以下の行論中、買主の用益内容や契約期間に関し笠井の分析結果と重なるが、本論の展開上必要なので再度検討する。まず、「売渡申杉檜山之事」の柱書証文(笠井の事例1)を例に、説明する。

売渡申杉檜之事

売 買 証 文 の 諸 項 目

売買期間	跡地返還先	契 約 年	売 主		買 主	
立木1代	売主	文化7(1810)	高原村	忠兵エ	飯貝村	松尾宇兵エ
立木1代	売主	天明8(1788)	東川村	直右エ門	小槻村	清左エ門
42年間	売主	宝暦9(1759)	東川村	儀兵エ	新子村内牧屋	佐兵エ
立木1代	売主	寛政3(1791)	東川村	村	小槻村	清左エ門
立木1代	売主	享和3(1803)	東川村	村	東川村	太郎兵エ
立木1代	売主	嘉永4(1851)	東川村	源助	東川村	源助
植林後200年間	売主	文政10(1827)	武木村	八郎兵エ 宇右エ門	碓村	碓村
立木1代	売主	文政9(1826)	東川村	庄左エ門 伴直兵エ	東川村	金助
永代	—	天明元(1781)	東川村	吉左エ門 伴茂右エ門	今井三輪 葛屋 東川村	中之坊 四郎兵エ 源助
永代	—	享和3(1803)	東川村	村	東川村	文吉 万蔵
永代	—	享和2(1802)	東川村 中井庄屋	弥兵エ 与八郎	久保垣内村	伝右エ門
永代	—	文化6(1809)	吉野郡 南国栖村	善右衛門 弟清兵エ	吉野郡増口 村	善六
5年間	売主	宝暦14(1764)	高原村	村	高原村	平八郎
永代	—	安永3(1774)	高原村	義兵エ	高原村	村 (高原村中)

例は除いた。

高原村領

一、字はさまと申所 杉檜山巻ケ所也

上ハ高原村おかね山限り

四方際目 口ハ下多古村善右エ門山限り

奥ハ字陀かぎや平八山限り

下ハ字陀平八山限り

右之杉山我等持分ニ御座候処、此度銀子要用ニ付代銀八百目ニ相極、其元殿江売渡直銀ニ不残請取申候処実正也。山御年貢之儀者下伐皆伐とも丸太売代銀巻貫目ニ付銀式

拾匁づつの割合を以、当村方江御払可被成候。年数之儀ハ唯今之立木老代限、幾年ニ而も御立置被成御勝手ニ御支配可被成候。皆伐被成候跡土地ハ、売主方へ御戻し可被下候。丸太出し道之儀ハ御勝手宜敷方へ御出し可被成候。右山林ニ付自他之妨少も無御座候。若万一如何様之六ヶ敷義出来候共、売主ハ不及申加判人罷出早速埒明、其元殿へ御難儀相懸申間敷候。為後日之杉檜山売券証文加判仍而如件

文化七年午正月

売主 高原村 忠兵エ ㊤

同村証人一家 文右エ門㊤

庄屋 治郎丘エ㊤

年寄 平八 ㊤

右之通渡候 = 付奥印致候

飯貝村 松尾宇兵エ殿

この文書によれば次のことがわかる。売買対象林野の状態は、高原村字はさまの文書四至で囲まれた範囲の杉檜山である。売主の林野に対する権利根拠は持分で、売買額は銀 800 目であった。契約内容つまり買主の購入は保育途上の立木取得を目的とし、山御年貢は丸太売代金の 2% で村に支払うことになっている。売買期間は立木一代つまり立木伐採までの期間で、跡地は売主に戻される。契約年月は文化 7 (1810) 年正月、売主は高原村民忠兵エ、買主は飯貝村民松尾宇兵エであった。

このように、証文から判明する諸項目を、14 例に関して示したのが第 1 表である。これによれば、林野の状態には杉檜植林、伐採跡地、その他の雑木林の 3 種がある。次に売主の林野に対する権利根拠と山御年貢受領者に注目すると、契約に先だつ林野の所有主体、用益権保有主体とその根拠が明確になる。山御年貢とは、元来、検地で村に賦課された山税で、村民間で分担基準を定めて負担した。しかし、証文中の「山御年貢⁹⁾」は直接これを指すのではなく林野地盤の所有者と用益者に対して育林用益者が支払う費用のことで、本稿では以後、用益地代の語を用いる。また、用益地代とは別に、買主が用益権取得時に支払う費用がある¹⁰⁾。この費用には、伐採跡地の地盤用益権取得費用と杉檜立木の用益権取得費用の 2 種類がある。さらに売買期間が年季の場合と永代の場合とがある。それゆえこの費用についても、「用益権取得費」「立木代価プラス用益権取得費」と「年季」「永代」との組みあわせから計 4 つに分類し、各々の語を適宜用いる。

用益地代の受領者が林野の所有主体とみなせるから、14 例の証文の「所有、用益権利者と根

拠」(該当証文番号)を記せば、「村有、村民持分」(1, 2, 11, 14), 「村有、村惣持山」(4, 5, 10, 13), 「村民有、村民所有」(3, 7, 8, 9) の 3 タイプが多く、他に「村有、村外者持分」(12) などがある。事例 5 では用益地代が後納されず予め一括して支払ったと解せる。

次に買主の用益内容と契約期間、期間終了後の土地の行方について検討する。契約内容では、杉檜立木年季売買、伐採跡地年季売買、林野地盤ないしその用益権の永代売買の 3 者の例が多い。年季売買終了後の林野は例外なく売主戻しとなっている。植林・保育・伐採の全工程の経営を「育林経営」、保育・伐採工程の経営を「立木経営」と呼べば、杉檜立木年季売買は立木経営(事例 1, 2, 3, 4), 伐採跡地年季売買は年季育林経営(事例 5, 6, 7, 8), 永代売買は永代育林経営(事例 9, 10, 11, 12) となる。このほか、育林生産以外の雑木林や諸木山の用益に関する事例 13, 14 がある。事例 13 は村惣山の一部への入札に基づく短期年季売買で、天然の諸木を対象とする。買主は村民、用益内容は「檜あすかひとがもみ立木」の伐採となっている。明治期の薪炭用材の入札例¹¹⁾では、買主資格が村内外自由で伐採樹種無制限の場合もあるので、入札資格をただちに限定することはできない。事例 13 は、年季用益権取得費を支払うだけで用益地代を支払わない点が育林生産の場合と大きく異なる。事例 14 は、諸木からなる村民持分林野の村惣山への編入つまり持分解消の契約である。事例 13 で、検討したように、雑木林野は村民持分になっていない。他方、育林生産で売買対象となった持分林野は例外なく植林された杉檜や伐採跡地など人工林であり雑木林の例はなかった。事例 14 では林野の字名が「せんたのき」、契約対象林野が「諸木山」であることから、かつて村民により植林等の林野改変が為されたのであろう。しかし、「諸木山」は契約時、実際には雑木林に近い状態になっていたのではなかろうか。雑木林が村惣山に含まれるのは、事例 13 にとどまらないきわめて一般的な現象である¹²⁾。また、村民持分林野の用益権が村に

第2表 売買証文の分類による林野利用の諸類型

		林野の状態	買主の用益 権利期間	買主の用益 内容	用益主体に よる林野分 類	買主	証文番号	備 考	
A	A ₁	人工林 (含伐採跡 地)	年 季	立木経営	村民持分	任意(多く は村外の商 人等)	1, 2		
	村惣山				4				
	村民私有				3		名請地		
B	B ₁			育林経営	永代	村民持分	村民	(6)	
	村惣山							5	山年貢の記載 なし(前納)
	村民私有							7	
C	C ₁		育林経営	永代		(村民)持分	任意 (本来は 村民)	11, 12	立木地盤両方 の売却
	村惣山					村民	10	伐採跡地	
	村民私有					村民と村外 商人の連名	9	伐採跡地。証 文中に「持分」 の語はあるが、 山年貢の記載 がない	
D	天然林 (雑木林)	年季(短期 間)	特定樹種の 伐採		村惣山	村民	13	入札。山年貢 不要	
E		永代	持分の解消		村民持分	村	14		

注) 証文番号は第1表と対応する。A~Eは用益内容, 1~3は林野種類を示す。A:立木経営, B:年季育林経営, C:永代育林経営, D:天然林年季採取, E:天然林持分解消。1:持分林野, 2:村惣山, 3:私有林野。

よって購入されることも稀である。従って、事例14における持分解消の理由に、林野が雑木林化に伴い持分の要件を満たせなくなった点があると推測しうる。

以上の検討結果および買主の村内外の別によって、14例を分類したのが第2表である。表の各項目は、検討結果を踏まえて改めてある。事例9に関しては、証文中に「持分」の語はあるものの、用益地代に関する記載がないので、地盤ごとの永代売却か持分永代売却か断定困難である。

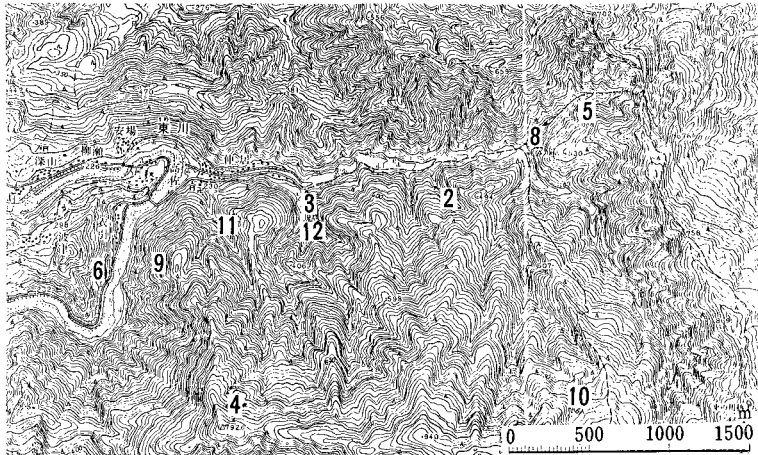
さらに14例の林野の所在地を第2図に示した。全体として集落近傍や谷部分に所在する例が多い中で、4, 5, 10は集落から遠方のどちらかといえば高所に所在する点で著しく異なる。4, 5, 10は村惣山, 他は村民持分林野と村民所有林

野である。持分林野と所有林野の所在地上の相違点は見いだせない。従って、惣山を奥山, 持分林野と私有林野を里山とする林野配置を想定することができる¹³⁾。

最後に、藤田の高原村林野の売買証文分析の結果や村外林業経営者北村家の購入例から吟味すれば、用いた14例の証文は当時の売買の諸形態を反映しており、売買頻度はA>C>Bであったと推定できる¹⁴⁾。

(2) 用益権形態の諸類型

近世期の川上村では、人工林で杉檜立木年季売買をはじめとする種々の育林生産が、また天然林で採取利用が、ともに用益権形態によって行われていたことが、売買証文の分析によって明らかとなった。これらの用益権形態の特徴を明確にし、その諸類型の成立根拠と相互関係と



第2図 売買証文林野の所在地
注) 番号は図1に対応する。国土地理院発行「新子」の一部

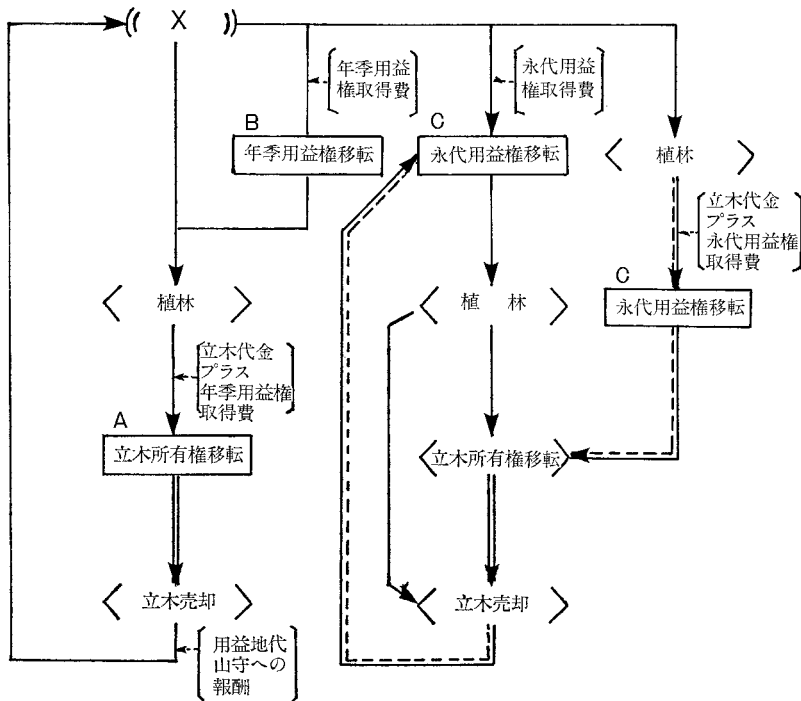
を考察する。

人工林と天然林の間には、所有・用益主体、用益期間、用益地代の支払いの有無などの点で基本的な相違がある。所有・用益主体に関しては、人工林には村民持分、村惣山、村民所有の3種類があるのに対し、天然林は村惣山である。人工林は、村民植出しや村直営ないし村民との植分を経て実体化するから、人工林と天然林との相違は改変林野と未改変林野の相違として理解できる。用益期間に関しても、人工林では年季と永代があり、用益内容に即して可変的である。これに対し、天然林では採取のため年季売買にならざるを得ない。用益地代に関しても、人工林では支払われるが、天然林では支払われない。この理由は、天然林では採取段階にとどまり、用益期間を経て新たに林野から生産しないためと推測できる。

また、村外への林野地盤の流出は、裸地状態ではなく植林状態での永代育林経営の契約で生じている。村民所有林野においては、村外者への林野地盤や永代用益権の売却がみられない。従って、持分林野はもちろん、村民所有林野についても完全な処分権は確立しておらず、真の意味での所有に至っていない。この点が、任意な資本家を対象とした借地林業の未発達の一因であろう。

さらにA, B, Cの類型の特質は次のように要約できる。Aの立木年季売買は、任意者に対して広く開放されている。これに対しBは村民だけを対象としている。すなわち、AとBとは互いに独立した用益権形態として明確に区別されていた。Aは杉檜材の高い商品性に適応するための村の経済的仕組み、Bは年季売買で跡地返還により林野地盤の一部村民への集中を阻止する仕組みとみなせる。以上のAとBがともに循環的な年季売買であるのに対し、Cは用益権の永代売買であり、用益主体の用益権放棄の色彩が濃い。そのためBよりも自由な売買が進行しやすく、結局、用益権取得費の支払い能力の高い者によって買収されることになる。A, B, Cの類型は、持分林野、村惣山、村民所有林野の別にかかわらず生じている。従って、売買契約による林野用益権取得は、林野の性質にあまり影響されなかったといえる。

以上により、用益形態下での育林生産の諸類型の相互関係は第3図の如く示せる。なお、Cの永代用益権売買は、本来村民間に限定されていたのが村外者に流出するに至ったと考えられるので破線を用いた。第3図において村惣山の村民持分林野への変更(C₂)が生じるものの、安定的な循環的機構であるA, Bの形態の3林野それぞれでの併存は、「村惣山→村民持分林野



第3図 売買による用益権形態下での育林生産

注) Xには村民持分林野, 村惣山, 村民私有林野のいずれかがはいる。[]は売買において支払われる代金。↓ 任意者, ↓ 村民ないし村。A: 立木経営, B: 年季育林経営, C: 永代育林経営, 記号は表2と同じ。

→私有林野」の単系列では説明できない。この点および3林野の関係を、売買契約によらない育林生産の類型に注目して次に考察する。

(3) 持分形成と惣山

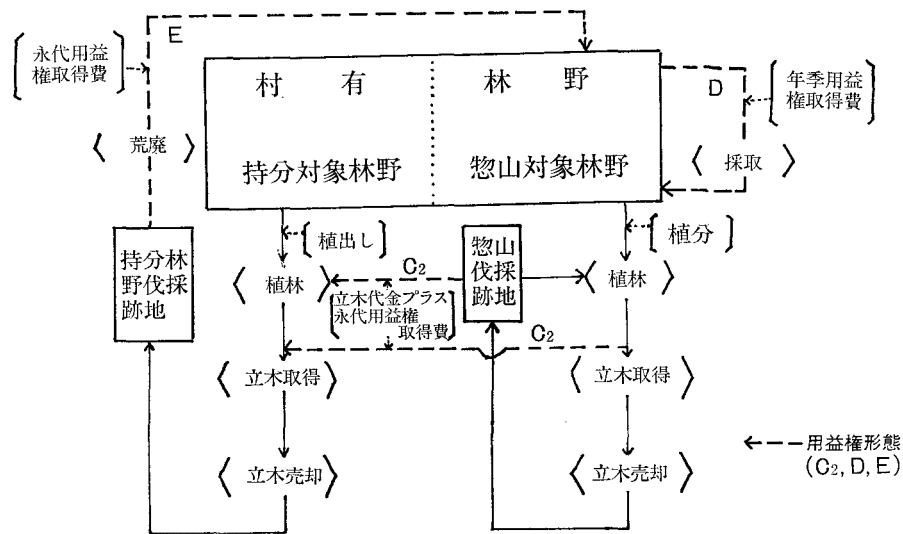
笠井〔注2〕25-30頁〕によれば、売買契約によらない育林生産の方法として、村民持分林野を形成する植出しと村惣山への村民年季用益権を形成する植分との2種類がある。¹⁵⁾

ところで、植出しとは村惣山への侵植、植分とは村惣山における村と村民との分収造林と一般に解されている。前者も後者も村民による植林行為という点では同じであるのに、前者のみが持分形成に至り、後者では年季用益権形成に留まるのはなぜであろうか。その理由を考える際に、後者においては予め村と村民との間で対象林野が特定され、かつ村中への均等の割山造林機会が保証されている点が重要である。すなわち、村惣山として維持する林野と村民の持分を創出する林野とが、村によって明確に分けら

れていたと考えられないだろうか。第2図の川上郷東川村の育林生産林野の所在地の明確な区分はその可能性を示唆する。さらに、後述の後発村の場合、村民の植出しによる持分林野を村が容認しつつ、同時にその遠方の奥山が村惣山として確保されている(第6図)。

これらから、村民持分林野は村有林野の一部に創出されるものの、村惣山が村民持分林野に解消するのではなく、両者の併存が図られたとみなすべきであろう。さきのAとBの形態が両林野で維持されているのも、これに対応する。第2表のDやEも含め、持分林野と惣山との関係は第4図の如く示せる。

次に、植出しや植分による持分や年季用益権の形成と異なり、Bが予め用益権取得費の支払いを要するのは、初期林野に比べて育林生産を経た跡地林野の方が、村民や村の権利の強いことを意味する。この権利は育林生産の繰り返しにより強化される。具体的には、村民の持分林



第4図 惣山と持分林野との用益権をめぐる関係
 注) D：天然林年季売買，E：持分解消，記号は表2と同じ。

野に対する権利強化は、持分林野の用地代中の村民取得比率の上昇¹⁶⁾、持分林野の年季売買や永代売買の発生としてあらわれた。明治期の例ではあるが、東吉野村三尾・大豆生で立木一代の育林生産終了後に村民に持分が与えられた例は、立木一代期間が村民の権利強化の節目となっていることを示し興味深い¹⁷⁾。他方、村惣山においては、第1表の事例や大滝村における筆者の検討¹⁸⁾から、村にとりより有利な分収比率での植分契約や入札による用益権取得費を付加した契約への変更としてあらわれた。この両者の先後関係は、植分次いで入札の順になる。

以上の考察から、①村有林野には村民持分の形成を対象とする部分と、村惣山として維持されるべき部分とが存すること、②これらの持分林野と惣山とは併存し、それぞれが独自に用益権形態での育林生産を展開したと考えられること、③両林野では育林生産の継続により、それぞれ村民、村の所有主体としての権利が立木一代という長期サイクルで強化されること、④持分林野と惣山の集落内配置は、持分林野が里山、惣山が奥山に対応すること、を多少の類推を含みつつも明らかにした。

III 近代における育林生産の展開と拡大

近代以後の育林生産の先進地での展開と後発地への拡大過程をまず検討し、次いで近世以来の両地帯の推移をたどる。吉野郡では明治中期以後、林産物販売額に占める用材の比率が薪炭比率の低下に相反して高まり、80~90%を維持した。人工林率の推移からも、昭和10年頃から新たな育林地帯の拡大が窺われる¹⁹⁾。先進地外縁部では明治末~昭和初期以後、最後発地では昭和20年代後半に於けるパルプ材伐採以後の道路整備に伴う進展が著しい。以下の検討により得られた近代以後の育林生産の諸類型を予め示したのが第3表である。各類型の生じた各地の実例を以下記載する。

(1) 先進地での展開

先進地川上村では、既植林地については、旧村民持分林野が区民私有林野、村惣山が区有林野として、未植林地については区有林野として土地台帳に登録された。集散地に近い最先進地大滝では土地台帳の各地番毎に四至と杉檜・雑の別が記され、近世的記載形式が一部踏襲された。全林野中、区民有、区有がそれぞれ39%、

第3表 近代以後の林業の諸類型

	経営内容	経営主体	林野の種類	主な所在地
a ₃	自営育林生産	区民	私有	里山一般
b ₃	天然林採取	資本家	私有	後発地の早期流出林野
c ₃	山守主導型育林生産	資本家	私有	川上村の里山
d ₃	山守被設置型育林生産	資本家	私有	天川村の里山 川上村, 天川村の奥山の一部
e ₃	直営型育林生産	資本家	私有	野迫川村の里山 天川村野迫川村の奥山の一部
f ₂	分収契約型育林生産	公共機関 (区を母体とする法人)	法人有	天川村野迫川村の奥山の一部
g ₂	入札借地型育林生産	資本家 (区を母体とする法人)	法人有	川上村奥山の一部 天川村里山の一部(洞川)

注)「経営主体」における()内は林業経営者から用益地代を取得する主体、所在地については現地調査のほか、野村(1967)、半田編著(1979)などで確認した。a₃~g₂は第9図に対応する。「3」は私有林野、「2」は区有林野であることを示す。

59%を占め、大半が区内所有である。これに対し、上流の高原では明治23年当時区民有、区有がそれぞれ15%、62%を占める反面、早くも全体の20%強の林野を村外商人等に売却している²⁰⁾。その大半は旧区有の雑木林野で、雑木比率の大きい高原ではその早期流出が進行した。

植林林野における近世期以来の立木年季売買(A₂, A₃)の存続は、明治中後期における立木法の制定²¹⁾や、区民私有の植林林野地盤の村外売却が明治後期以後であることから明らかである。しかし、明治30年頃から先進地では全般的に林野地盤の資本家への売却と、資本家による自営へと推移した。高原では私有林野は明治30年代半ば以後、区有植林林野は明治末以後、大半が村外流出した。大滝では私有林野は大正初期以後村外流出が進行した。区有植林林野については、入会林野近代化事業に伴う財産区設立時の一部売却林野を除き、大半が財産区有として維持されている。しかし、地上権者は大正後期以後、村外者が過半を占めている。

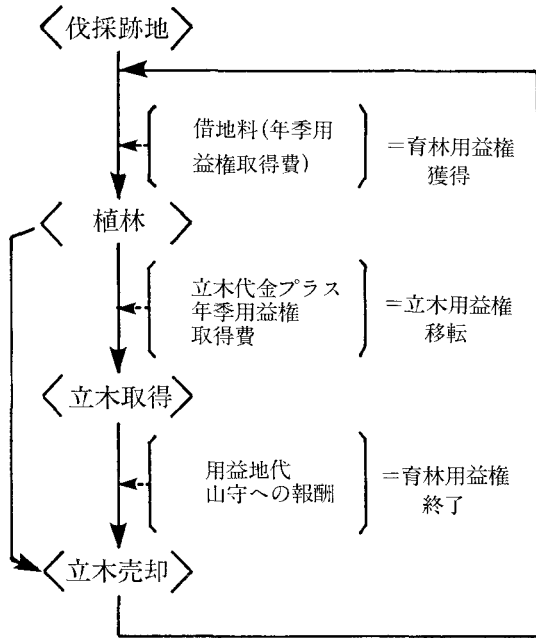
上述の過程を経た資本家所有林野には山守がいる。彼らは林野の旧所有者か売買仲介者で、

所有者に代わって林野を管理するとともに、労働力雇傭主体、経営計画策定への参画、後には管理林野からの伐材の優先的購入による流通過程への参入を行うに至った。また、立木皆伐時か間皆伐時に山守料と称する管理報酬を受領する。これは、かつての用益地代が、地盤所有の変動にもかかわらず慣習化したものである。このような先進地里山を典型とする山守主導の育林生産類型をc₃とする。

一方、区有林野の運営は法人組織形態をとり、立木一代期間の年季用益権の入札売買を行う。一般に区外者にも資格が開放されている。区人足の困難化や区民経営の衰退と資本家経営の拡大とともに、法人化による区の物的基盤からの解放がその理由である。近世期の育林用益権と対比して、年季用益権取得が任意な入札による点が異なる。このような法人組織形態による育林生産類型をg₂とする。その機構は第5図に示した、川上村大滝、西河、東吉野村三尾、大豆生にこの例がみられる。

(2) 新たな育林地帯の拡大

対象とする区の所在地とその里山・奥山別林



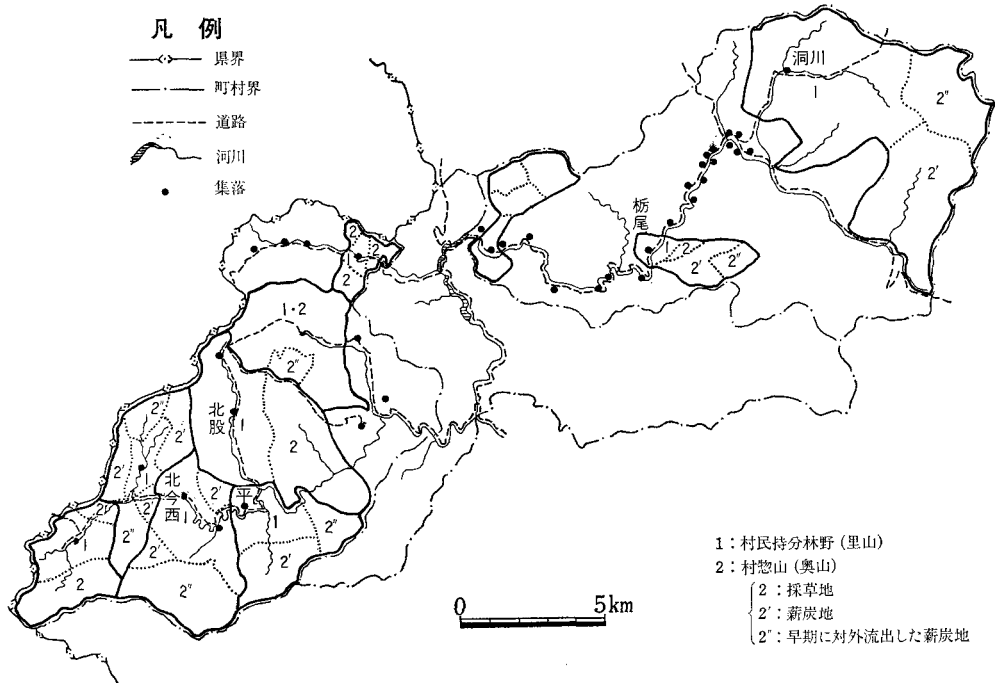
第5図 財産区有林野での地上権設定による育林生産の機構

野の分布は第6図に示した。以下、先進地隣接地帯と最後発地帯に細分して記す。

① 先進地隣接地帯

天川村栃尾は持分林野を早期から私有化した区、洞川は惣山としての維持を図った区といえる。

栃尾では、明治23年当時、里山の大部分が私有化している²²⁾。先進地帯では私有林野は杉檜植林林野であったが、栃尾での育林生産の進展は大正期以後である。つまり、栃尾では、里山における個々の区民私有林野の境界が、植林地片相互間に広がる雑木林部分の尾根、谷、道、ランドマークなどを目安に引かれたため、雑木林も私有地となった。区有林野に関しても、雑木林野の比率が圧倒的に大きかった。明治23年土地台帳では、既に全林野の30%強が村外者所有で、以後、私有区有両林野とも急速に村外流出する(第4表)。地筆の規模別には、1反以下の



第6図 奥吉野の林野分類

注) 林野分類は現地調査による。

第4表 居住地別林野面積比率の推移（天川村栃尾）

所有者	年			
	明治23	明治40	昭和元	昭和30
区 民	22.1	6.4	3.8	25.4
区	46.6	14.4	14.4	8.7
区外村民	0.7	3.8	2.6	0.6
村 外 者	30.6	75.4	79.2	65.3

注) 法務局天川出張所蔵の『栃尾区土地台帳』により算出した

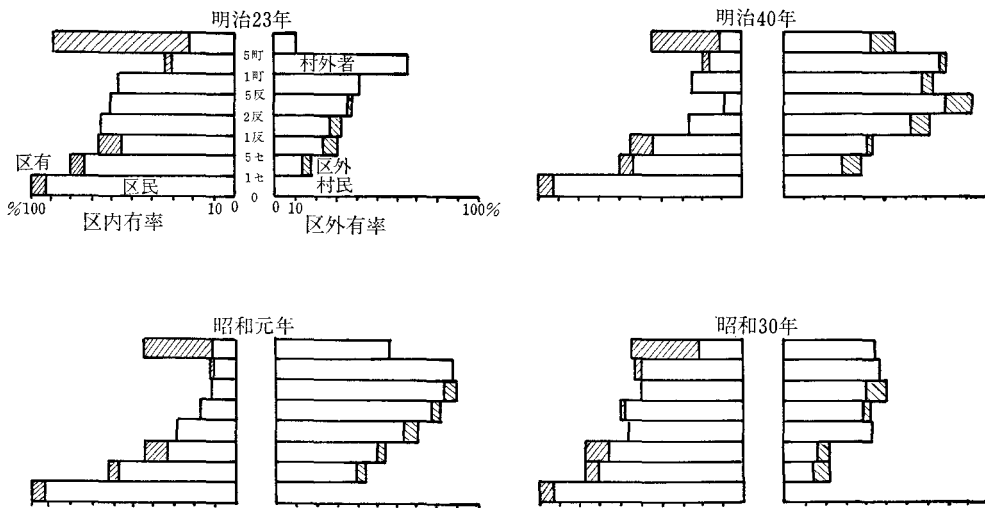
小面積の植林地筆と推測される部分のみ区民および区の所有維持率が高い(第7図)。従って、先進地帯のような山守制度や奥山区有林野の法人組織形態が、内発的に生じる気運に乏しかった。区民の立木年季売買が未成熟で小規模な育林生産類型を a₃ とする。雑木状態で村外流出した林野での資本家による採取利用の類型を b₃ とする。村外流出林野におけるその後の育林生産の主体は先進地帯の資本家と同一の場合が多い。外縁部では、資本家が先進地の山守制度を模倣し、区民を山守に委嘱する。このような山守被設置の育林生産類型を d₃ とする。

次に洞川では、明治30年前後に、里山における区民の権利を立木一代の年季用益に改め、財産区を設立した。成立条件として、近代初頭に

区有を維持した点、川上村の隣接地かつ里山という地の利、大峰山登拝集落としての経済的安定性を挙げうる。里山一円に及ぶ財産区林野の入札資格は区民に限定されているが、今日では区民が山守として落札するケースが多い²³⁾。借地経営者は山守区民、財産区に、それぞれ間皆伐収入の7%、3%を用益地代として支払う。この育林生産の類型は g₂ に類似している。一方、奥山部分では、最奥部の国への売却のほか、昭和40年頃から公団との分収造林が行われている。分収造林に関しては後述する。

② 最後発地帯

次に吉野郡のなかで育林生産が最も後発的な、野迫川村について検討しよう²⁴⁾。野迫川村では近代以後、北部において凍豆腐製造の燃料としての薪炭採取、南部において箸等の木地加工材の採取や育林が主な林野利用内容であった。そのため、北部では薪炭の枯渇から早期に林野が分割され、育林生産の本格化以前に私有地に分解した区が多い。南部では大半の林野が雑木状態だったので、区民林野として土地台帳に登録された。村南部のうち、里山においても用益権形態を維持しようとして果たせなかった北今西、用益権形態を維持している平、早期より私有化に向かった北股の3大字をとりあげる。



第7図 山林地等の規模別・居住地別比率（栃尾）
注) 法務局天川出張所蔵の『栃尾区土地台帳』により作成した。

北今西では、明治初期に大字²⁵⁾が一時期大字の植林地に所有権を認めたが、明治前期以来、立木一代の年季用益権へと変更した。しかし、実際には区民が互いに地券で所有権を保証された林野の周辺に植出しを進め、不当に広大な林野の所有を主張した。この現象は育林生産の進展以後本格化し、昭和40年代には区と区民との裁判も経て、谷部分を中心に虫食い状に私有林野が認められるに至った。しかし、地券発行林野、年季用益林野、私的所有林野は、大字有林野全域には及んでいない。全林野の約半分を占める奥山は区有林野として利用され、その過半は明治末期に小学校建設のため雑木状態で売却され、数度の転売後、国有林になり、現在育林生産が行われている。

平では、全林野を区有林として登記し、次いで明治20年代、野迫川村有になるのを恐れて、記名共有へと変更した。区内部では、植出しにより持分林野を形成できた。また区内での売買も認められた。昭和20年代後半、区は割山造林による各戸の持分林野創出の一方で従来への植出しを禁止し、区民の平等な植林機会を保証した。また、記名共有世帯による持分林野の私有化を防ぐため、区民の持分林野への固定資産税に対し、区から区民への税金の還付により、区有を確認し続けている。これは、昭和30年頃から問題化した離村区民の持分解消のためにも必要であった。平の里山でのこの育林生産は、林野地盤の所有権を区に確保し、区民が持分林野として用益する形態で、用益地代はないが、立木年季売買(A₁)に類似する類型に発展する可能性をもつ。

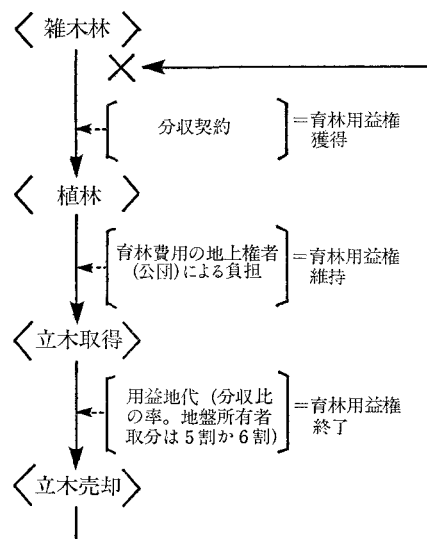
一方ではまた、奥山を対象に昭和33年以後自治会による直轄経営をはじめた²⁶⁾。分収造林を進めて、区民の生活を分収造林労務による収入で保証した。

北股では植出しによる立木一代用益権が、明治後期に持分に、さらに林野売却時の有利さもあって明治45年に所有権に変更された。他方、大字有林野への権利資格を従来からの権利者とその分家に固定した。従来からの権利者は近世

の年貢以来、大字有林野の税金を負担する家に相当する。育林生産の本格化により、各戸の造林能力の差が私有林面積の差として顕在化し、昭和40年代以後、新たな植林が部落会で禁止されている。植出しの個所はやはり里山に限定され、奥山に関しては平同様、自治会による分収造林が行われた。

以上の3大字の例から、里山部分に関して次の点が明らかになった。まず、区民の持分林野の形成が植出しの広範な展開による点である。しかも、区民の権利は、年季用益権にとどまらず、持分さらに所有権への転化が生じやすかった。さらに、林野官民有区分、明治行政村への入会林野整理、外部資本の影響が私有化を加速した。区民の育林生産類型はa₃が一般的である。

奥山は、明治期以後に雑木状態のまま村外流出した林野と、区有林野として維持された林野の種類がある。前者では今日、資本家直営の育林生産類型(e₃)が一般的である。区に売却された林野もこれに類する。後者では区を母体とした自治会と、営林署、県、森林開発公団などの公的機関との間での、分収契約による育林生産類型(f₂)が一般的である。これは、自力での育林生産の困難な区に対する行政的補助の性格を帯びている²⁷⁾。その機構は第8図のようにな



第8図 自治会有林での分収契約による育林生産の機構

る。借地料を予め納入せずに植林できる点、分収比率が区に有利な点、同一林野地片に対し再度分収契約のできない点が、財産区設定林野での借地育林生産（第5図）と異なる。

(3) 両地帯の育林諸類型

第2表および第3表に挙げた諸類型を用いて、先進地と後発地の育林生産の推移を整理する。

区や区民が自営を維持する場合、伐期齢まで植林・保育が行われる。これに対し、林野の売却や法人有への変更により、次の諸類型が生じた。先進地帯の里山では、近世期の持分林野での立木年季売買（ A_1 ）の段階、近代当初の区民私有林野での立木年季売買（ A_3 ）もしくは私有林野の用益権貸与え（ B_3 , C_3 ）の段階、所有権の村外流出後の山守制度に基づく段階（ c_3 ）の3段階を経た。一方、後発地帯の里山では、立木年季売買の機構をもたない自営（ a_3 ）もしくは十分に自営を経ない状態で、売買された。この林野の購入者は、先進地外縁部では先進地と同じ資本家が多く、その場合は山守被設置の育林生産（ d_3 ）であったが、最後発地では資本家直営の育林生産が行われた（ e_3 ）。また一部の先進地外縁部里山では、法人有の地上権設定による育林生産（ g_2 ）も生じた。

次に、先進地帯の奥山では、近世期の惣山部分での直営（ A_2 ）もしくは村民との植分（ B_2 ）で立木年季売買を行う段階、すでに育林生産を経た区有林での区民を対象とした入札形式の育林生産と立木年季売買を行う段階（ B_2 ）、法人組織下での地上権設定による借地育林生産の段階（ g_2 ）の3段階を経た。しかし、先進地帯でも、近世期に奥山で広範に育林生産の展開したのは最先進地に限られ、上流の集落では近代以後、未植林の奥山が村外流出し、 d_3 が生じた。一方、後発地帯の奥山では、近代以後、植分形態での育林生産（ B_2 ）、区費用捻出のため雑木状態で区外売却され（ b_3 ）その後 c_3 や一部 d_3 に推移、雑木状態で維持され分収契約による育林生産（ f_2 ）に推移、のいずれかが生じた。

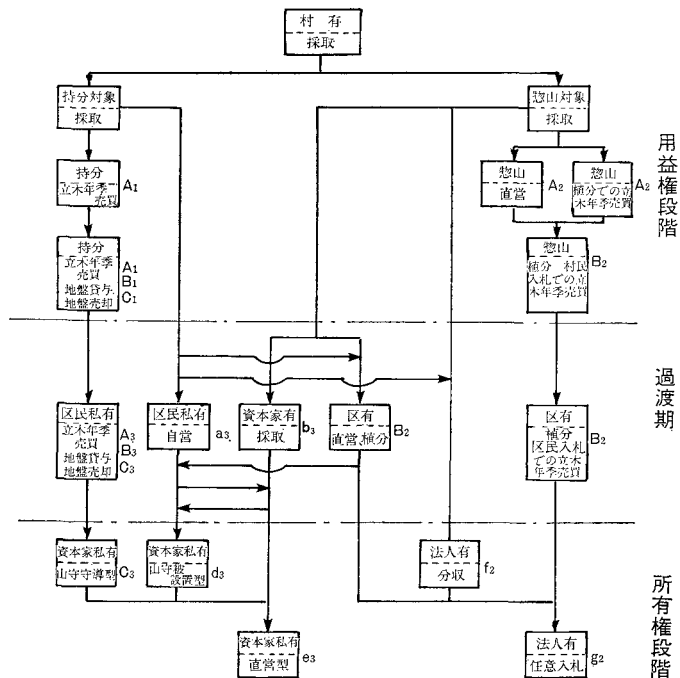
IV 育林類型の変容系列

(1) 農民的育林利用から育林業への変容系列
育林生産の諸類型の実際の展開過程を踏まえ、これら諸類型相互の変容系列ないし進化系列について考察する。前章までの吉野郡各地での育林生産の展開・拡大における実際の遅速差などを離れ、純粋に類型相互の関係を検討することにより、農民的育林利用から育林業への展開図式が明らかとなる。

各類型の発生の用益権段階と所有権段階との別や、持分林野での類型と惣山での類型との対応関係に留意して、諸類型の変容系列をたどると、第9図が得られた。第9図は吉野地方における育林類型の変容系列が、持分林野と惣山、用益権形態での類型展開の有無の2要因によって説明可能であることを示している。

持分林野における用益権形態での育林生産は、まず、植出しなどを通じて、持分対象林野から持分を創出することから生じる。こうして形成された持分には用益地代の支払いが村によって命じられる。持分林野での育林生産はまず立木年季売買の形態をとり、立木購入者から用益地代を取得する方法が機構化する。さらに、持分林野における用益の深化により保有者は権利を強化する。その結果年季用益権貸与、永代用益権貸与、あるいは持分の売却などの育林形態が可能となる。しかしながら持分の保有者は、用益権の深化にもかかわらず、全般的な持分林野に対する完全な処分権を獲得するには至らない。完全な処分権は、林野官民有区分以後、資本家の地盤需要の増大、持分保有者の用益権の深化、村内での所有権形成への傾斜により実現する。

所有権流出の進行後も、従来の用益権段階の慣行が残り、山守主導下で資本家の育林業が行われる。しかし、林野所有権の資本家への流出後の山守制度は遺制にすぎず、この制度の存続は、生産面に限れば生産技術の高さや現地労働力の調達能力のゆえにすぎない。また、山守の遺制的性格が払拭され、経営体の1職制に再編されれば、現時点でみられる類型のちがいが漸次解消され、直営型の育林業の類型に統一されてしまう。



第9図 育林類型の変容系列

注) 記号は第2表, 第4表と対応する。

惣山における育林生産も、持分林野への育林生産に解消するのではなく、独自の類型変容を示す。まず、直営ないしは村民を対象とした植分を通じて、植林地が形成される。立木が年季売買され、用益地代の村への支払いが命じられる。村費用の必要から、惣山の一部が地盤ごと村民へ売却されることもある。立木一代期間を経た惣山では、林野に対する村の権利の強化により、直営ないし植分から村民を対象とした入札形式への移行、あるいは植分における村取分の比率の上昇が生じる。林野官民有区分後も区民を対象とした入札形式が維持されるが、資本家の入札需要の増加、区民の相対的窮乏化、入会林野近代化政策のムラへの影響により、法人形態へと移行するとともに、入札資格が自由化される。こうして法人所有林野での入札形式による育林業が成立する。

用益権形態下での類型展開をもつ上述の育林生産に対し、そうでない育林生産は、より多様

な類型変容として捉えることができる。それは育林生産の当初において、用益権形態と所有権形態のいずれの方向に対しても選択可能な状況が存在したからである。

まず持分林野から検討する。全般的な私有化傾向に抗して持分林野として維持され、用益権形態での育林生産が定着すれば、上述と同様の状況に至る可能性もある。持分林野として維持できない場合、区民が私有下で自営し、林野地盤ごとの売買を通じて、山守被設置型の資本家育林業、さらに直営の資本家育林業に移行する。また、区民自営による村外流出防止のために持分林野創出から惣山での立木一代用益への転換をはかり、区有に切り換えて区民入札形式の育林生産を展開することもある。この場合も、入札資格の自由化に向かう。

次に惣山では、区有形態で区営あるいは植分による用益権形態が採られることがある。区的所有権が十分確立していない場合は区民の自営

林野に分解することもある。その場合は自営林野での変容を繰り返す。区有で維持されれば、やがて法人有で入札形式の育林業へと移行する。また、区有での直営や植分ができない場合は、法人有に切り換え、分収形式の育林業が行われる。しかし、この形式は第8図で見たように伐採跡地での更新ができないので、やはり法人有で入札形式の育林業へと移行する。また、区費用捻出の必要から、区会決議を経て、資本家に雑木林状態で地盤ごと売却することもある。その場合、上述と同様の展開により、やがて直営型の育林業に至る。

以上、育林類型の変容系列について検討した。その際、用益権形態下での類型展開の有無が育林類型の変容の1大要因であることを述べた。ところで、近代以後の育林生産の検討から、近代以後には用益権形態下の育林類型の成立が非常に困難であるといえる。従って、用益権形態下の類型展開の有無は、先進地・後発地の別とほぼ同義になり、先進地と後発地の育林生産が構造的相違をもつことがわかる。すなわち、先進地ではきわめて明瞭に持分林野、惣山で独自の単系列的な変容が起きるのに対して、後発地では従来の持分林野と惣山の枠組を越えて新たな育林類型が模索され、類型間相互で多系列的な変容の可能性があった。結果的には所有権形態下での数類型に収束しつつあるが、後発地における多系列的な変容系列の存在や、先進地における諸用益権形態の存在は、所有権段階以前の林野の特質を反映している。

(2) 林野の用益と所有の原理——むすびにかえて——

後発村での用益権形態による育林類型が十分成長しない事実は、林野官民有区分以後の法制度に基づく所有形成が伝統的な用益権を衰退させたことを意味する。伝統的には、育林生産を始めて土地を改変する行為によって、私的排他的用益権が発生した。しかし、官民有区分以後は、改変を経ない林野が売買の対象となり、その購入によって私的排他的な用益権を発生させることが可能になった。伝統的状况をよく保持

している地帯でも、区民の林野持分や林野所有権の承認の仕方が、官民有区分以前に比べて、容易になったと思われる。このような所有権段階の林野は、もはや用益権段階の諸特質をかなり喪失している。平において、区が区民持分林野の固定資産税を支払い、区の所有権を区民に示し続けるのは、所有権段階の潮流に抗して、人為的に用益権段階の林野運営を存続させようとする試みと位置づけうる。

用益権段階、村有林野は村民持分を形成するための林野と、村自身のための惣山部分とに2大別された。前者では家を単位とした労働力の継続的投入、後者では村中の労働力の継続的投入により、おのおの村民持分林野、村惣山の実体化が進行した。村中の労働投下には、村中による人足夫役と、個々の村民の経済的要求をより採り入れた分収契約とがある。後者は、一定の林野地片を対象に割山を行い、立木一代などの年季を設けて、村民に平等な育林機会を与える方法である。

用益権段階の村民持分と林野村惣山の形成は、このように元来金銭を要さず、労働力投下によった点が特色である。従って、第2図で示したA、B、Cの用益権形態の育林類型のうち、AとBは用益権段階に即した形態とみなせるが、Cは資本を形成力とする所有権段階への過渡的性質をもつと解せる。Aでは植林保育途上にある立木を、林野地盤とは独立して自由に年季売却する。それゆえ地盤自身の用益権機構を損うことなく、商品経済に対応することを可能にする。Bは村民相互間での林野用益権の年季売買である。金銭を用いて用益権を売買する点が、労働力を原理にして成立している用益権機構に影響を与える。しかし、年季売買にとどまり、立木を伐採した跡地は売主に返還される。それゆえ、むしろ長期的な育林生産のサイクルと家の労働力構成の変化とを調整する手段として、Bを積極的に位置づけることができる。持分林野への継続的な労働投下は、持分林野の部分的処分権を持分保有村民に与えるに至る。Cの永代林野用益権売買は、用益行為が所有権を発生

する過程で必然的に生じる到達点である。しかし、この形態を運用すれば、結果として、不可逆的に資本の有無による林野所有階層の形成に向かう。従って、Cは用益権機構の育林生産の到達点であるとともに崩壊への道でもある。

天然林への育林生産の拡大は、林相を単純化し、天然林で行われていた多様で重層的な利用を困難にした。これに対する対応のためにも、村は育林用益権自体の多様性を追求せざるを得なかった。

一方、所有権段階の林野では、資本投下により所有権が形成される。もはや労働投下による林野の改変の程度は問題にならず、天然林に伝統的に抱かれた惣有共利の觀念の生まれる余地はない。むしろ資本家にとって、天然林は育林業の施業計画上好都合な投資対象であった。

本稿の分析は以上で終える。しかしながら残された課題は多い。用益権段階の育林生産に限っても、以下の諸点がある。まず持分林野と惣山との分化の形成過程の検討はすべて今後の課題である。惣山での直営、植分、入札それぞれの形態の相互関係についても不明な点を残した。また育林生産に伴う林野や集落の変化の具体的検討もしなければならない。さらには、育林生産に関連した流通や社会の分析、あるいは他の林野利用との相互比較など、課題は山積しているが、いずれ他日を期すことにしたい。

(京都大学・院)

〔注〕

1) 「農民林業型構造」と「地主林業型構造」の2類型や、これを修正した「農民的林業」「寄生地主型林業」「地主経営型林業」「分益的林業」の4類型を指す。

半田良一「林業経営と林業構造」林業経済, 224, 1967, 10~20頁

村尾行一『育林生産構造——山国林業にみられる類型を中心として——』林野弘済会, 1969

有木純善『林業地帯の形成過程——木頭林業の展開過程』日本林業技術協会, 1974

山田達男「林業構造論と吉野林業論」(半田良一編著『日本の林業問題——紀伊半島における林業の展開構造——』ミネルヴァ書房, 1979)36~66頁

また、林業経済学者が山村の類型設定を行う場合も、林野所有が指標に用いられる。例えば、黒田勉夫「山村類型と調査地域」(塩谷勉・黒田勉夫編『林業の展開と山村経済』御茶の水書房, 1972)17~25頁

2) 低率地代で林野賃借に基づく先駆的な資本主義林業経営として、近世後期以来の吉野地方の育林生産を扱った諸研究はもちろん、借地林業説の否定以後の以下の研究も、資本家経営を主な分析対象としている。

笠井恭悦「吉野林業の発展構造」宇都宮大学農学部学術報告特輯, 15, 1962

半田良一「吉野林業論をめぐる諸問題」林業経済183, 1964, 26~32頁

半田良一・森田学・山田達男「吉野林業研究(その1)吉野における借地林業の形成と展開」京都大学農学部演習林報告39, 1967, 184~239頁。とくに第2章の半田執筆部分

3) 藤田佳久「吉野林業論をめぐる——東吉野村四郷川上流域の育成林化から——」徳川林政史研究所研究紀要昭和59年度, 1985

4) 本稿では、近世期以来の村有入会林野を村有林野(区有林野)、そのなかで村自身が用益管理を行った部分を村惣山、個々の村民が用益管理を行なった部分を村民持分林野、村民が用益地代を取得し、一定の処分権を有する林野を村民所有林野や村民私有林野の各用語を用いて区別する。また、近世に関する場合は藩政村を村、近代に関する場合は明治行政村を村、旧藩政村を大字や区と記す。

5) 山村に関しては古島敏雄『山村の構造』、林野利用形態としての山割の機能と実態に関しては原田敏丸『近世入会制度解体過程の研究』塙書房, 1970, 同『近世村落の経済と社会』山川出版社, 1983, の第6章、育林生産地帯を扱ったものとしては、西川善介『林野所有の形成と村の構造』(増補版)御茶の水書房, 1978, 西川善介「林業経済史論(4)——木材生産を中心として——」林業経済, 138, 1960. 6~27頁, 岡光夫「私有林における市場の展開と商業資本——吉野郡川上郷高原村の史料を中心として——」農業経済(兵庫農科大学), 3, 1958

6) 山添満昌『東吉野村の口役銀』東吉野村教育委員会, 1982

7) 例えば文禄検地において、川上村ではのちの藩政村ごとに行われているのに対し、南方の野迫

- 川村では十二村郷一括の表示形式をとっていた。延宝検地においても、野迫川村では郷と藩政村の中間地域単位である組が検地の単位となった。
- 8) 林産物の相違に対応して、育林技術にも相違がみられた。先進地では1町歩1万本の密植であるのに対し、奥吉野では1町歩3千本の疎植で、互いの施業技術も異なった。当時の先進地の育林技術については、大蔵永常『広益国産考』岩波書店、原著は1844年
- 9) 「山御年貢」は、山年貢、山役銀、歩口銀などとも称され、近代以後には、用益終了時に支払われることから後佃とも称された。
- 10) 用益権買得時に支払うので、近代以後、前佃と称された。前佃および後佃の性格に関しては半田のつぎの研究がある。
半田良一「吉野林業研究(その2)借地林制度における「地代」の概念について」京都大学農学部演習林報告39, 1967。
- 11) 天川村塩野がこの例になる。しかし、野迫川村柞原では村民に資格が限定されていた。いずれも現地調査による。
- 12) たとえば、岡〔注5〕掲載の表参照。
- 13) また、筆者の川上郷大滝における調査によれば、18世紀の後半にはすでに、大滝村の林野は、村民持分林野と村惣山とが明瞭に里山、奥山に位置していた。村惣山はさらに1村有地と隣村西川村との2村有地から成り、両者の分布には交錯があった。村惣山はまた、村直営部分、村：村民＝4：6の植分部分、3：7の植分部分に分かれていた。両植分林野の配置には集落からの遠近差があった。以上の林野配置は近代以後も継承された。大滝村の詳細については別に論じたい。
- 14) 藤田佳久「吉野林業史における「借地林業」の再検討について」徳川林政史研究所研究紀要昭和56年度, 1982, 北村又左衛門『吉野林業概要』天理時報社, 1914, 59～67頁
藤田の挙げた売買証文数から算出すると、天保10(1839)年～弘化4(1847)年の高原村の売買証文中、40%以上が立木年季売買(A)、次いで用益権の永代売買(C)が約30%となる。ただし、藤田は証文中に売買期限や山年貢の明記されない売買をすべて永代売買とみなしているため、Cがやや過大に見積もられている可能性がある。
- 15) 泉英二(1984)は、川上郷白屋村の分析から、近世期における焼畑跡地植林が育林生産の進展に占める役割の高さを明らかにし、村惣山への植出しにより育林生産が進展したのと笠井の説を不十分と述べている。しかし、笠井は焼畑の有無を特に問題にしていない。従って、焼畑跡地での村民の植林のみが持分形成に至ったとか、焼畑生産自身が持分を発生させたといったことがなければ、焼畑跡地への植林事例が多かったとしても、笠井の説で差しつかえないと思われる。
泉英二「吉野林業の形成過程」林業経済431, 1984, 1～8頁
- 16) 岡〔5〕によれば、高原村では18世紀末に、用益地代取得配分が、それまでの村：村民＝5：5から村：村民＝3：7へと村民有利に変更された。
- 17) 半田〔10〕によれば、東吉野村三尾では、村民への持分付与を契約に盛り込んだ「始期附地上権」の事例が、近代における財産区形態下で多く見られた。
- 18) 前掲注13参照
- 19) 『奈良県統計書』『奈良県統計年鑑』による。
- 20) 大滝の全林野面積は678ha、高原は1003haである。大滝、高原の林野所有と地上権設定の推移に関しては、半田〔2〕1967〕によった。杉檜地の別などについては現地調査による。
- 21) 立木法とは、立木を地盤とは別に売買することを保証する目的で制定された法律である。立木法制定の請願は、吉野地方のほか、静岡県天竜地方においても行われた。
- 22) 法務局天川出張所所蔵の土地台帳と地籍図の分析による。
- 23) 財産区林野は2582ha。入札資格は財産区設立時から居住する家とその分家および洞川に50年以上居住する家。
- 24) 現地調査とともに以下の報告や研究を参照した。
竹中久仁雄編『山村社会経済誌叢書7 中国・近畿編3(奈良・吉野)』国土社, 1973, 32～56頁。
この叢書は、林業金融調査会による報告書を抜粋、編集したシリーズで、野迫川村の報告書は次のとおり。林業金融調査会・全国森林組合連合会『林業金融基礎調査報告 35 奈良県吉野郡野迫川村』1957。野村京子「山村の巨大都市化に対する適応——吉野山地の野迫川村の場合——」研究紀要(奈良女子大学文学部付属中・高校)9, 1967, 1～15頁

橋本征治「部落有林の分解と残存部落有林の機能よりみた地域性——奈良県野迫川村——」人文地理29—1, 1977, 26~53頁

- 25) 平は大字=区であるが、北今西、北股には枝村があるので、大字=2区になっている。北今西、北股については大字、平については区を用いた。
- 26) 自治会設立後、区有林のうちの植林対象地は自治会に寄付され、しかるのち自治会が植林を行う

形態に変更された。会員資格は、設立当時から居住する大字民またはその直系卑属1人で、離村者は権利を喪失する旨が、会則に明記されている。

- 27) 自治会と地上権者の2者造林契約の場合、自治会が育林労働の責任を負うかわりに、6:4で自治会の取得比率が高い。育林労働の責任を負わない3者造林契約の場合は、自治会の取得比率は5割に下がる。

The Traditional Silviculture and Its Changing Process
in *Yoshino* Mountainous Region

Yasutaka MATSUO

Japan has a variety of land use in mountainous areas. But the ownership of mountains and forests were established lately because of the difficulty of exploitation. It is important to investigate the characteristics of peasants' traditional use of forest, during the Edo Era. On silviculture, however, the studies hitherto have had a tendency to pay attention too much to the capitalist management and the formation process of it.

The author aims to clarify the characteristics of traditional silviculture and its development. The case study was made in *Yoshino* mountainous district, now *Nara* Prefecture, from the Edo Era to the early *Meiji* Era. The procedure is first to analyze the documents of contract in Edo Era and other traditional mode of silviculture in *Kawakami-mura*, the most advanced village; and second to investigate its development and expansion of silviculture.

The results are as follows. In the Edo and the early *Meiji* Era, the silviculture was run in the form of usufruct. The forest in a village is divided into two parts; the villagers' individual managing and sharing part, *Sato Yama* (near the village), and the community's direct managing part *Oku-Yama* (far from the village). In the former, villagers planting cedar or cypress with continual fosterage possessed the pieces of the land for their holdings (*Mochibun*, Hufe). In most cases during the Edo Era, however, the villagers did not have free disposition right. In the community's direct management or proceeds-sharing with villagers had made community stronger in the own right. As for contracts of buying and selling, there had been little difference by the types of forest possession. In all types, three kinds of contracts were made; the buying and selling of standing trees at anybody option, the in finite buying and selling of the land's usufruct between villagers, and the infinite one between villagers.

The development and expansion of silviculture is largely summed up as the change from usufruct-based dealing to propriety-based one. In other words it is interpreted as the catastrophic transformation from the stage when the right of silviculture can be got by continual labor input, to the stage by capital input. In under-developed villages several efforts were made to maintain usufructary systems, but mostly failed in vain. As for primeval forests anyone couldn't possess them, but later they had readily become the object of silviculture for entrepreneurs who invested his capital for them.

As the conclusion, the transformation scheme (Fig. 8) is shown that the capitalists' holdings and properties almost supersede the villagers' holding and properties in individuals' sharing part, and that the incorporation is promoted in the community's direct-managing part, in both of which industrial forestry is predominant.